

## 観光誘客イベント支援事業補助金 Q&A

### 1 補助対象者・事業について

Q1 任意団体でも申請できますか。

A 市内に活動拠点を有し、市内事業者が加盟している団体であれば、申請できます。

Q2 新設団体や初開催イベントでも対象になりますか。

A 対象になります。ただし、実施体制、事業内容、収支計画等について、実現性や継続性を審査で確認します。

Q3 市内向けイベントでも補助対象になりますか。

A 市外からの誘客を目的としていることが必要です。市内向け要素を含んでも、市外への広報・PRを行い、市外来訪者が見込まれる場合は対象となります。

Q4 集客数 800 人以上は実績が必要ですか。

A 実績ではなく見込み人数です。過去の実績や広報計画等に基づき、合理的に見込まれる人数を事業計画書に記載してください。

Q5 当日の天候等により集客数が未達となった場合、返還が必要ですか。

A 直ちに返還を求めるものではありません。事業計画に沿って適切に実施されていることが確認できれば、集客数のみを理由に返還を求めることはありません。

### 2 補助対象経費（食糧費を含む）について

Q6 出演者やスタッフへの弁当代、食事会、懇親会費用は補助対象になりますか。

A 補助対象外です。弁当代、打ち上げ、懇親会等、関係者の飲食を目的とした食糧費はすべて補助対象外です。

Q7 会議や打合せ時のお茶代・軽食は補助対象になりますか。

A 補助対象外です。

会議、説明会等に伴う飲食費は補助対象となりません。

Q8 主催団体が来場者に対して飲食の振る舞いを行う場合は補助対象になりますか。

A 補助対象となります。主催団体が自ら実施主体となり、来場者を対象に無料で提供する飲食の振る舞いについては、イベントの集客及びPRに直接資するものとして、補助対象とします。

Q9 振る舞いが補助対象となる条件はありますか。

A 以下の次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 主催団体が直接実施すること
- ・ 来場者を対象に無料で提供すること
- ・ イベントの集客・PRを目的とすること
- ・ 内容・数量・金額が社会通念上適正であること

※ 関係者や運営スタッフ向けの飲食は対象外です。

Q10 出店者による飲食の提供（販売・無料配布）は補助対象になりますか。

A 原則として補助対象外です。ただし、試食用食材については、次の範囲で補助対象とします。

Q11 出展者の試食用食材はどこまで補助対象になりますか。

A イベントのPRを目的として来場者に提供する試食に限り、1出店者あたり5,000円を上限として補助対象とします。

Q12 試食用食材の補助対象外となる例を教えてください。

A 次のようなものは補助対象外です。

- ・ 出店者や関係者の飲食を目的としたもの
- ・ 上限額（1出店者5,000円）を超える部分

Q13 試食用食材の金額はどのように確認されますか。

A 出店者ごとの内訳が分かる資料及び領収書等により確認します。

### 3 収入・他補助金との関係について

Q14 補助対象事業に収入がある場合の補助金額の算出方法を教えてください。

A 事業収入がある場合は、補助対象事業に要する事業費から収入を引いた額、又は補助金交付要綱第5条の規定により算定した額のいずれか低い額を補助金の額とします。

以下のいずれか低い額となります。

- ① (事業費-事業収入)
- ② 補助対象経費×補助率3分の2 (上限額 50万円)

【例】 補助対象事業に要する事業費 200万円

支出

補助対象経費 150万円	補助対象外経費 50万円
-----------------	-----------------

収入

ケースA 事業収入がない場合

補助金 50万円	自己資金(協賛金含む) 150万円
-------------	----------------------

※ 補助対象経費 150万円×2/3=100万円 > 補助上限額 50万円

ケースB (事業費-事業収入) > 算定した額の場合

補助金 50万円	事業収入 50万円	自己資金(協賛金含む) 100万円
-------------	--------------	----------------------

※ 200万円-50万円=150万円 > 補助対象経費 150万円×2/3=100万円  
> 補助上限額 50万円

ケースC (事業費-事業収入) < 算定した額の場合

補助金 30万円	事業収入 170万円
-------------	---------------

※ 200万円-170万円=30万円(補助金額) < 補助対象経費 150万円×2/3=100万円

Q15 入場料や出展料の徴収や、主催者が行う物販の売上も収入に含まれますか。

A はい、補助対象事業に直接関連する収入は含まれます。

Q16 国・県等の補助金と併用できますか。

A 併用は可能ですが、Q14 同様に事業収入として取り扱います。

【例】 補助対象事業に要する事業費 200 万円・他の補助金 100 万円

支出

補助対象経費 150 万円	補助対象外経費 50 万円
------------------	------------------

収入

ケースA 阿久根市以外の他の補助金がある場合

補助金 50 万円	他の補助金 100 万円	自己資金（協賛金含む） 50 万円
--------------	-----------------	----------------------

※  $200 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円} > \text{補助対象経費 } 150 \text{ 万円} \times 2/3 = 100 \text{ 万円}$   
> 補助上限額 50 万円

ケースB (事業費-事業収入) > 算定した額の場合

補助金 50 万円	事業収入 50 万円	他の補助金 100 万円
--------------	---------------	-----------------

※  $200 \text{ 万円} - (50 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円}) = 50 \text{ 万円 (補助金額)}$   
> 補助対象経費  $150 \text{ 万円} \times 2/3 = 100 \text{ 万円}$

ケースC (事業費-事業収入) < 算定した額の場合

補助金 30 万円	事業収入 70 万円	他の補助金 100 万円
--------------	---------------	-----------------

※  $200 \text{ 万円} - (70 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円}) = 30 \text{ 万円 (補助金額)}$   
< 補助対象経費  $150 \text{ 万円} \times 2/3 = 100 \text{ 万円}$

Q17 阿久根市の他の補助金と併用できますか。

A 併用できません。

#### 4 審査・加点評価について

Q18 審査はどのような観点で行われますか。

A 事業内容、集客力、地域経済への波及効果、実施体制(会則・会規約の有無、会員数など)、継続性等を総合的に審査します。また、一定の要件を満たす場合には、加点評価を行います。

Q19 任意団体でも、会則や規約があれば加点されますか。

A はい、加点評価の対象となります。任意団体等において、会則・規約等が整備され、組織運営や意思決定のルールが明確である場合は、実施体制の安定性の観点から加点評価を行います。

Q20 過去にイベント開催実績がある場合は加点されますか。

A はい、加点評価の対象となります。同種又は類似のイベントについて、適切に実施した実績がある場合は、事業の実現性・確実性の観点から加点評価を行います。

Q21 実績がない団体は不利になりますか。

A 直ちに不利になるものではありません。過去の実績がない場合でも、事業計画の内容や実施体制が十分であれば、補助対象として採択されることがあります。

Q22 会則や実績は必須書類ですか。

A 必須ではありません。

#### 5 概算払い・返還について

Q23 概算払いは必ず受けられますか。

A 市長が必要と認めた場合に限り行います。

Q24 概算払い後に余剰が出た場合はどうなりますか。

A 確定額を超えて交付されている場合は、超過分を返還していただきます。

## 6 事業中止・変更について

Q25 天災等により中止となった場合、補助金は返還になりますか。

A 補助対象者の責めに帰さない理由による中止の場合、既に支出済み又は支出予定で必要と認められる経費は補助対象とすることがあります。

Q26 事業内容を変更したい場合はどうすればよいですか。

A 事前に市へ相談してください。内容によっては変更手続きが必要です。

## 7 実績報告・帳簿保存について

Q27 領収書は原本提出ですか。

A 写しを提出してください。原本は5年間保管が必要です。

Q28 帳簿の保存期間はなぜ5年間ですか。

A 補助金の適正執行を確認するため、5年間としています。